

雨水貯留タンク設置補助金交付申請について

1 事前相談

- ・雨水タンク設置補助金交付申請は、必ず雨水タンクの購入前に手続きが必要です。
- ・本制度は、雨水を庭木の水やりや、夏の打ち水等に使用することで、再利用を促進し、雨水の浸水防除機能の向上と水循環の再生を目的としたものです。
- ・予算には限りがありますので、申請が多い場合は補助が受けられない場合があります。
※提出書類に不備がございますと、再度提出していただくことがありますので、提出前にご相談ください。

2 補助対象

- ・雨水タンクの貯留容量が 80 リットル以上あるもの。（雨水タンク本体及び雨といからの分水器具、雨といと本体の接続器具、本体の架台等を含む金額。）
ただし、雨水タンクとして販売される専用製品（改良製品を除く）であること。

（設置基数）

- ・戸建て住宅 1 基
- ・集合住宅 屋根面積を 100 で除して得られる数（小数点以下は、切り捨てる。ただし、その数が 1 未満の場合は、1 とする。）

3 補助金額

雨水タンクの購入に要する経費（工事費は含まない）の **3分の2** に相当する額（100 円未満は切り捨て）と **30,000 円** を比較していずれか少ない方の額。

（申請条件）

- ・申請地が公共下水道供用開始区域であること。
- ・雨水タンクを適切に維持管理ができること。
- ・雨水タンク設置に伴って生じた事故、紛争等について、自己の責任において処理できること。

4 雨水貯留タンク設置補助金交付申請書の提出（様式第 1 号）

- （1）見取り図（家の所在が表示された地図）
- （2）平面図（雨水タンクの設置位置が表示された図面）
- （3）構造図（購入するタンクの構造等が判るメーカーのカタログや価格表等）
- （4）購入予定額が明記されたもの（見積書、ホームページの金額確定画面を印刷したもの等）
- （5）借家、借地及び集合住宅の場合、所有者等の同意を得た申請であることを示す書類

5 雨水タンクの購入と設置

- (1) 領収書を必ずもらってください。
- (2) タンクの設置の前に、設置場所にタンクが無い状態の写真を必ず写してください。
- (3) タンクの設置が終わりましたら、設置後の写真（雨といとの接続箇所を含む）を写してください。

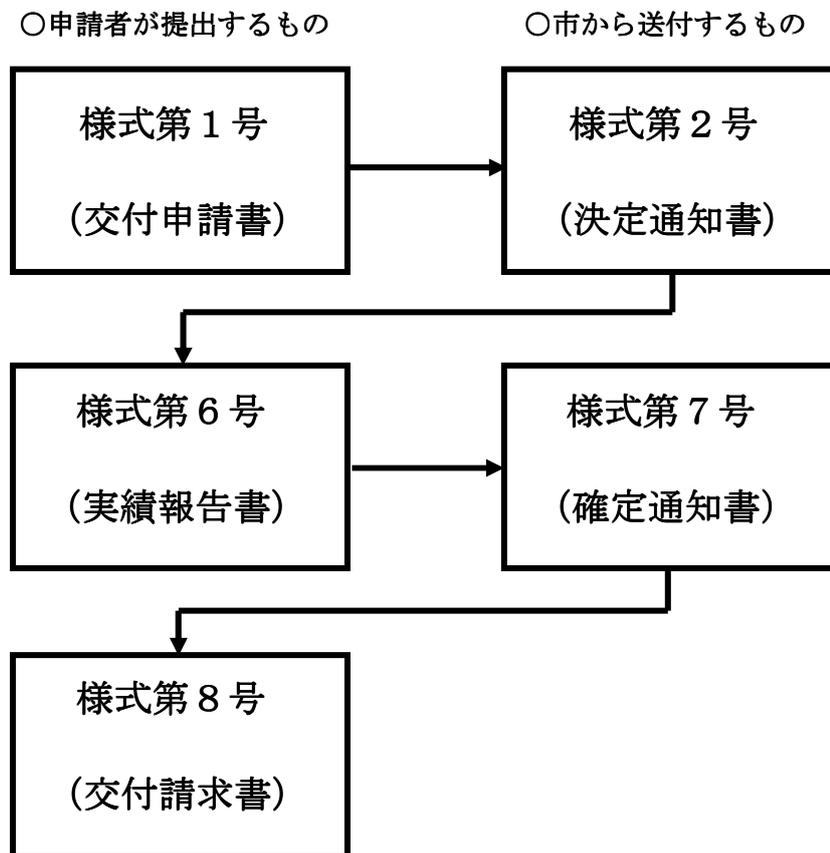
※計画変更により購入機種が変わる場合は、必ず事前にご連絡ください

6 雨水貯留タンク設置補助金実績報告書の提出（様式第6号）

- (1) 購入した雨水タンクの領収書の写し（氏名、商品名、金額、日付が明記されていること）
- (2) タンクの設置前及び設置後 （雨どい等からの取水状況が分かるもの） の写真

7 雨水貯留タンク設置補助金交付請求書の提出（様式第8号）

本人名義の金融機関の口座を記入してください。



※その他、ご不明な点などございましたら、お問い合わせください。

問い合わせ先

茨木市建設部下水道施設課管理係

電話番号：072-620-1667

メールアドレス：gesuidoshisetsu@city.ibaraki.lg.jp